農地法第４条・５条の規定による届出に必要な書類　　　松阪市農業委員会　令和７年３月現在

※届出書の提出部数は２部、添付書類の提出部数は１部

（常に必要なもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 添付書類 | 部数 |
| １ | 位置図　1/2500程度の都市計画図等（届出地及び一体利用地をそれぞれ明示） | １ |
| ２ | 公図（写し）（届出地及び隣接地の登記地目、所有者名を記入） | １ |
| ３ | 届出地の登記事項証明書（全部事項証明書）(登記情報提供サービス（民事法務協会）の照会番号の添付も可) | １ |

（必要に応じて添付）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 添付書類 | 部数 |
| １ | 土地の利用計画図 | １ |
| ２ | 登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合は、「住民票の写し又は戸籍の附票等の公的証明書で登記事項証明書の住所から現住所までつながるもの」 | １ |
| ３ | 登記事項証明書の名義人の記載が届出書の記載と異なる場合（相続登記未了の場合）は、「真正な権利者であることを証する書面」（被相続人から相続人に至る戸籍（除籍）謄本、相続関係説明図、必要に応じて遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書、相続分不存在証明書、他の相続人の相続放棄書又は同意書等（必要書類は法定相続と法定相続以外で異なります））。遺言執行人の場合は、「遺言書写し（公正証書、家裁の検認）」で可 | １ |
| ４ | 「委任状」（行政書士等が申請する場合）※行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となり、刑事罰が科されることがありますのでご注意ください。 | １ |
| ５ | 地積測量図（申請前に分筆・地積更正登記等された場合） | １ |
| ６ | その他参考となる書類 | １ |

※届出の内容に応じ、上記以外にも書類が必要となる場合があります。

※小作権が設定されている場合は、解約の手続きが必要です。

※届出書の４欄（５欄）「転用することによって生ずる付近の農地・作物等の被害の防除施設の概要」

　の記載について

　１　自治会、水利組合、少なくとも隣接する農地の土地所有者には、転用事業計画について説明してもらい必ず次の通り記載してください。（水利組合が無い場合は省略してください。）

　　　「地元自治会、水利組合、隣接所有者には事業計画について説明済で了承を得ている。万一、周辺農地等へ被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決します。」

　２　記載例

　　　例１　取水は無い。排水については雨水のみで場内の雨水排水はＵ字側溝により集水し、集水桝より場外排水路へ排水する。（又は排水は無く雨水は自然浸透）

　　　例２　土地造成は、南北約0.5ｍの段差があるためこれを整地するもので、工事に伴う周辺へ

　　　　　　の被害は無い。

　　　例３　給水は上水道、排水は公共下水道使用（又は既設排水路に放流）

　　　例４　周囲はフェンスで囲み、ゴミ等の飛散を防止する。

※土地改良区の受益地である場合には、土地改良区への届出が必要です。

※遺跡（埋蔵文化財包蔵地）に含まれるかどうか確認してください。

　遺跡に含まれる場合は手続きが必要です。（文化課へ確認ください。）